

## 令和5年度第2回個人住民税検討会

日時：令和5年7月14日(金)14:00～

場所：総務省 地下1階2号館共用会議室

### 1 開会

### 2 議題

- ・個人住民税における現年課税化について
  - －フランスにおける所得税の現年課税化について（小西委員）
- ・その他

### 3 閉会

(配布資料)

- 資料1 フランスにおける所得税の現年課税化について
  - －「空白の1年」はどのように扱われたのか－
- 資料2 現年課税化に係る切り替え年度について
- 資料3 個人住民税に関する報告事項

## フランスにおける所得税の現年課税化について - 「空白の1年」はどのように扱われたのか -

帝京大学経済学部 講師

小西 杏奈

## はじめに

## 1. 本報告の目的

- ・日本では国の所得税制はN年の所得にかかる税をN年に納めている(現年課税)ものの、住民税においては、N-1年の所得にかかる税をN年に納めている。本検討委員会では、N-1年課税によって生じる種々の問題を克服するため、所得税と同様住民税においても現年課税化を進めるべきであるという方向で議論が進められている。
- ・しかし、住民税の現年課税化にあたっては、とりわけ現年課税化を実施する年の前年所得をどのように扱うかなど議論しなければならない論点が多く残されている。
- ・2019年1月1日、フランスで源泉徴収制度が開始された。フランスの納税者はこれまでN-1年の所得にかかる所得税を納めていたが、源泉徴収制度導入と同時に、N年の所得にかかる所得税を納めるようになった(現年課税化)。
- ・住民税(地方税)ではなく、所得税(国税)という点で日本とは異なるものの、フランスの所得税の現年課税化の例は、所得税の現年課税化を最近実施した事例として、日本の住民税の現年課税化を検討する際に参考になる情報があるのではないか。

## 2. フランスの所得税制および地方税制

○所得税制の概要<sup>1</sup>

- ・総合課税：俸給・給与、傷病・出産等手当、企業からの現物支給(食事、住宅等)、失業手当、早期退職手当等  
    利子・配当所得：分離課税(一律12.8%)と総合課税の選択 (+17.2%の社会保障徴収<sup>2</sup>)  
    キャピタル・ゲイン：分離課税(一律12.8%)と総合課税の選択 (+17.2%の社会保障徴収)  
    不動産売却益：19.0%(50,000€を超える場合は、売却益全体に対し追加的に2~6%)
- ・世帯課税でN分のN乗方式<sup>3</sup>が採用されている → 家族の状況により世帯の納税額が変化する
- ・所得税を実際に支払っている世帯数が少ない。  
    2020年は、3930万課税世帯中1760万課税世帯(44.7%)のみが所得税を支払った。

<sup>1</sup> 所得税の課税対象については次のURLを参照 <https://www.impots.gouv.fr/particulier/ce-qui-est-impose-en-france>

<sup>2</sup> 社会保障徴収(Prélèvements sociaux)は、資産所得およびキャピタル・ゲインに課される。CSG、CRDS、prélèvement social、contribution additionnelle、prélèvement de solidaritéが該当し、社会保障支出に充てられる。

<sup>3</sup> フランスの所得税は、N分のN乗方式に基づいて、次のように計算される。家族の所得を合算し家族構成に応じた除数N(大人1人を1、子どもを0.5、ただし3人目以降は子どもも1で計算)で割って1人当たりの所得を算出する。これに税率をかけた1人当たりの税額をN倍して世帯の税額を得る(日経新聞電子版「少子化対策で注目「N分N乗」働き方で変わる負担」)。

（参考）所得税税率表

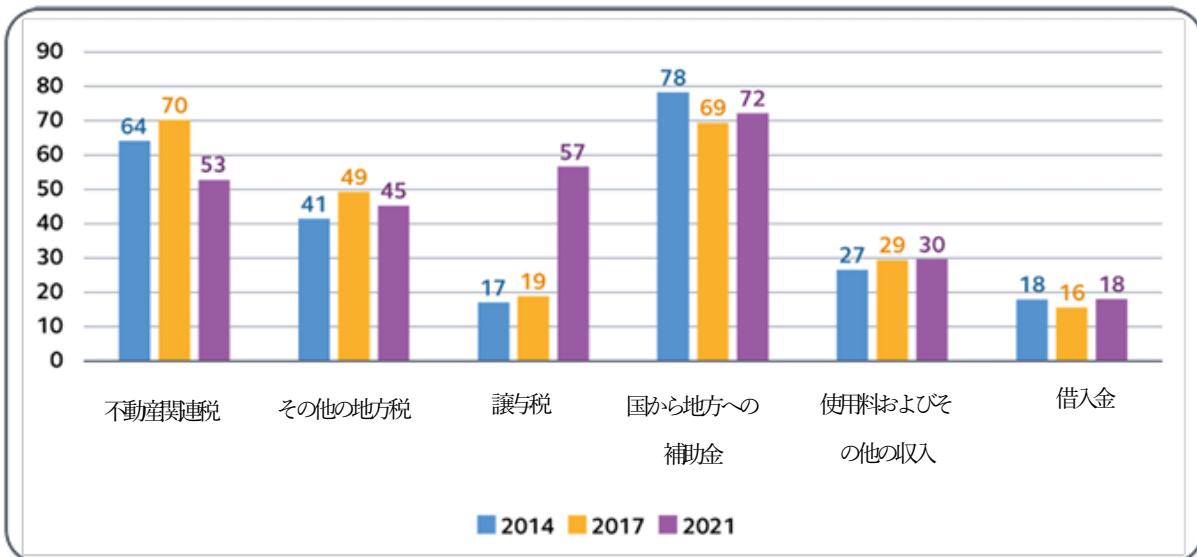
課税所得	限界税率
10,777€まで	0%
10,778€～27,478€	11%
27,479€～78,570€	30%
78,571€～168,994€	41%
168,994€超	45%

（出典）Service-Public.fr フランス政府情報・行政手続き公式ホームページ  
« Quel est le barème de l'impôt sur le revenu ? »

○地方税制の特徴

- ・地方税を徴収するのは国の機関である DGFIP（公共財政総局、経済財政省管轄）で、地方自治体は徴収していない。
- ・大きく変わる地方自治体の収入：収入の自治の低下と財源保障<sup>4</sup>  
 コミューン（市町村、約 35000）、デパルトマン（県、100<sup>5</sup>）、レジオン（州、18）<sup>6</sup>  
 2010 年以降、住民と企業が負担する地方税の大幅な軽減  
 = 職業税の廃止、主たる居住にかかる居住税の廃止、企業付加価値税の半減  
 コミューンの重要な財源であった住居税の廃止により、コミュニティの地方税における税率決定の裁量は大幅に低下→国税である付加価値税をベースにした譲与税の割合の増大（地方自治体の財源の安定に寄与）

図1 地方自治体の収入構造の変化（2014年・2017年・2021年、10億ユーロ）



（出典）Cour des comptes (2022), p.23.

<sup>4</sup> Cour des comptes (2022), p.32.

<sup>5</sup> 海外県 4 を含む。

<sup>6</sup> 海外州 5 も含む。

## 1. 2019年の源泉徴収税導入及び現年課税化の概要

### 1. 源泉徴収制度導入までの経緯と目的

#### ○失敗の歴史

- ・他国と同様、第二次世界大戦期に源泉徴収制度の導入が議会で議論されるが失敗<sup>7</sup>  
→申告制の継続、収入を得たタイミングと税を支払うタイミングに1年の差が残る  
=フランスにおいて所得税が痛みを伴う税として継続
- ・1973年と2009年に源泉徴収税導入を試みるも再び失敗

#### ○オランダ政権からマクロン政権へ

- ・2015年6月：フランソワ・オランダ大統領（社会党、任期：2012-2017年）によって提案
- ・2016年：2018年1月からの実施を決定  
導入に向けた準備がDGFIPで進められる。
- ・2017年5月：源泉徴収税導入を支持するエマニュエル・マクロンが大統領に就任  
源泉徴収の導入が企業に与える影響を精査するため、導入のタイミングを2018年1月から2019年1月へ延期
- ・2019年1月：源泉徴収税導入（提案から4年の時間を要した）

#### ○源泉徴収制度導入の目的

- ・所得税の現年課税化（最大の目的）<sup>8</sup>
- ・徴税の簡素化：1700万の課税世帯を相手にするのではなく170万の第三者のコレクターを相手にするための改革

### 2. 制度改革の概要とフランスの源泉徴収制度の特徴

#### ○源泉徴収制度（N年）＋所得申告（N+1年）の義務付け

##### 【改革前】

- ・N年所得に対する所得税をN+1年の5月～6月に申告
- ・所得合算、控除額計算後、最終的な納税額が納税者に通知されN+1年の9月に納税<sup>9</sup>

---

<sup>7</sup> 1918年には雇用主が被用者の所得申告をすることに反対する運動が起こった。被用者と農業従事者や自営業者の間の収入の捕捉率の差異（日本でいうところのクロヨン問題と類似）を理由に、被用者側が反対した（Delalainde (2014)、cité par Cour des comptes (2021), p.16）。ドイツ1925年、アメリカ1943年、カナダ1917年、オランダ1941年、オーストラリア1942年、イギリス1944年に源泉徴収制度を導入。ニュージーランド、アイルランド、ベルギー、ルクセンブルグ、デンマーク、イタリア、スペインは1950年代～1970年代にかけて導入（Ibid, p.14）。

<sup>8</sup> N年に失業、就労時間の減少、離別等により世帯収入が減少しても、納税はN+1年に行われるため、納税が困難になるケースに配慮（Ibid, p.20）。

<sup>9</sup> 年収27,000ユーロ（約351万円）以上の世帯には前年所得に対する所得税の年10回の分割納付が義務付けられており、6割の所得税の納税者にこの方法が適用されていた。残り4割は年3回の分割納付。

### 【改革後】

- ・N年所得に対する所得税は給与所得等については毎月源泉徴収、その他所得についても自動徴収
- ・N+1年の5～6月に所得申告。N+1年の1月初旬に60%（概算）、夏頃に残りの額（申告を受けて正確に算出、納税者に通知）の税の還付（N年所得分）<sup>10</sup>を行う。必要に応じて追加徴税も実施。
  - 1月の源泉徴収が行われる前の1月初旬に税還付の60%分を納税者に支払うことで、納税者に源泉徴収制度と現年課税のメリットを実感してもらう狙いがある。

#### ○フランスの源泉徴収制度の特徴

- ・多様な所得が源泉徴収・自動徴収の対象となっている：個人所得税の98%。
  - 源泉徴収（公務員給与、賃金、年金、失業などの手当）
  - 自動徴収（事業商業所得、非商業所得、農業所得、不動産所得）
- ・N年の源泉徴収税率（所得税率表に対応）を納税者のリアルタイムの家族や収入状況に合わせることで、所得申告後に行われる追加徴収を可能な限り回避
- ・プライバシーへの配慮（企業負担の軽減）  
婚姻状況の変更や出生に伴う家族数の変更は、DGFIPのサイトを通じて個人が申告<sup>11</sup>
- ・年末調整はない。

#### ○現年課税の対象となっていない所得：利子・配当所得、キャピタル・ゲインはN+1年に納税

- ・動産所得については、分離課税と総合課税は選択制

##### ★分離課税を選択した場合★

利子・配当所得：取得の翌月に金融機関を通じて自動徴収（単一定率徴収（PUF））

→自動徴収された額はN+1年の所得申告の際に税額控除、N+1年中に納税

キャピタル・ゲイン

→N+1年に所得申告、N+1年中に納税

##### ★総合課税を申告した場合★

→N+1年に所得申告、N+1年中に納税

## 2. 制度移行時の工夫

### 1. 2018年所得は「空白の1年」

#### ○徴収の現代化に伴う税額控除（給付付き）CIMR, Crédit d'impôt de modernisation du recouvrement

- ・制度移行の2019年の前年の2018年「非例外所得（後述）」にかかる所得税について、CIMRという税額控除制度を設け非課税化。2018年を「空白の1年 *année blanche*」とした<sup>12</sup>。「非例外所得」は給与や年金収入など定期的に入る収入が含まれる。

※2018年にフランスで収入がなかった者（2019年に労働市場に参入した若者、フランスに来た駐在員、

<sup>10</sup> 給付付き税額控除も含む。

<sup>11</sup> 通知された税率から、給与所得以外の他の所得や家族構成、配偶者の所得等が推測できる恐れもあるため、当該企業での所得のみによる税率や家族の所得を含まない税率を納税者が選択し、徴収税額の差は事後的に申告で精算する方式も選択可能（羽白（2018）, p.67）。

<sup>12</sup> オランダで現年課税化された際は、制度移行時の前年所得にかかる所得税について5年間の「納税期間」を設けた。イギリスは所得税の課税期間を18か月×2回とした（Cour des comptes (2021), p.21）。

帰国者)はCIMRの恩恵を受ける事ができない。

○「非例外所得」と「例外所得」の分離<sup>13</sup>

・以下の例外所得はCIMRの対象とならず課税

※ただし、これらが例外所得とみなされ課税されるには、過去3年間の課税所得の平均金額を上回る必要がある。

- 例外的な労働に対する追加的な特別賞与
- 個人が商業用またはアトリエ用として借りていた物件を大家に返し、経済・芸術活動を辞めた際に受け取る補償金
- 企業からの分配金(配当金など) etc.

※135万の課税世帯(改革の前年は全体1650万のうち8.2%)が支払った例外所得に対する所得税は、CIMRの対象にはならなかった<sup>14</sup>。

2. 税額控除・給付付き税額控除の扱い<sup>15</sup>

・2018年所得にかかる所得税に紐づけされた既存の税額控除などの税還付を2019年に実施<sup>16</sup>。

→以降、2019年以降もN年にN-1年の所得にかかる税額控除の税還付を行う。

※政府にとっては租税支出の増大にはならないが、現年課税の例外を作る結果に。

【案1】2018年所得への課税と租税支出両方を無視

法的には問題がなかったが、寄付控除をモチベーションにしている納税者による寄付が減少することへの懸念

【案2】納税とRI-CIをN年に実施

平均をとって源泉課税から控除 or RI-CIの総額を税務署から還付

※いずれにせよN年の時点では、税額控除は暫定的な額(正確な額が確定するのは申告を待つしかない)

→ 国は2019年に2018年所得と2019年所得の両方のRI-CIを支払わなければならない。

=実施年度においてこれは100数億ユーロの国の負担の増加

★1月に税額控除60%の支払い

1月の源泉徴収が行われる前に、納税者はRI-CIを受け取ることになる。これは納税者に源泉徴収制度を受け入れてもらうための制度。

→ 税額控除額は平均640€で、853万世帯(2021年)、納税者の半分を占める。

<sup>13</sup> Ibid, p.48.

<sup>14</sup> Ibid, p.49.

<sup>15</sup> Ibid, p.54.

<sup>16</sup> デンマークで現年課税化が実施された際には、空白の1年の所得にかかる税額控除は行わなかった。

### 3. 情報共有のためのキャンペーンの実施

- ・4年間の実験、試行錯誤、実施の延期
  - ・納税者と第三者徴税者への情報伝達
    - 徴税者：相互コミュニケーション、説明ビデオを作成（13,000ユーロ(2017-2020年)）
    - 納税者：テレビ、ビデオ、SNS
- 「源泉徴収はあなたの人生に合わせて la prélèvement à la source s'adapte à votre vie」

### 3. 税務行政・納税手続き簡素化のための仕組み

#### 1. フランスの源泉徴収制度導入に必須だった「記名制社会保障申告制度（DSN）」

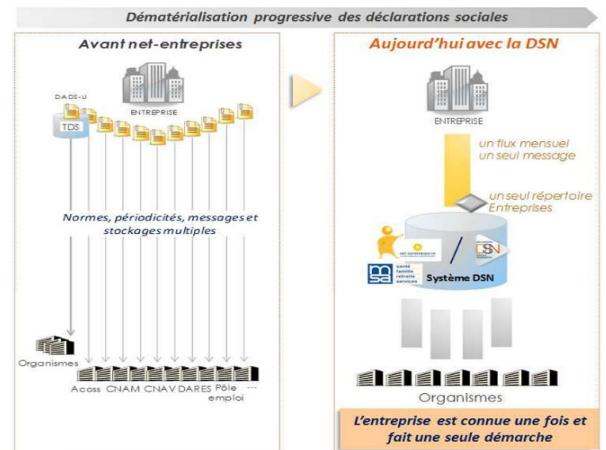
##### ○DSNの概要

- ・企業の社会保険料と従業員の情報を社会保障組織（社会保険料の給付を行う組織）<sup>17</sup>に送信するためシステム＝賃金支払いソフトで計算された情報に基づいて毎月申告が自動で行われる<sup>18</sup>
- ・DSN実施に伴う企業の追加的なコスト：DSNに対応した賃金支払いソフトの導入、源泉徴収額の記入
- ・2017年から段階的に導入、2019年1月1日に本格的に導入<sup>19</sup>

##### ○DSNと所得税の源泉徴収の関係

- 1) 企業は毎月DSNに個々の従業員に関する情報を入力する際、DGFIP宛てに給与収入にかかる源泉徴収額を記入する。
- 2) 源泉徴収の税率はDGFIPが事前に企業に伝達しているものを適用。
- 3) 源泉徴収されたものは、DGFIPに納付される

→会計院は「源泉徴収制度の実施において、このDSNを利用できたことは極めて重要であった<sup>20</sup>」と評価



(出典) DIP-MDS (2015), p.6.

##### ○導入の背景

- ・DSN導入以前、企業は従業員の賃金と紐づけされている社会保険料・社会保障徴収に関して、様々な社会保障関連機関や行政機関に対して、従業員一人につき年間30程度の申告を行っていた<sup>21</sup>
  - ＝複雑かつエラーも多発、企業のコストとなり競争力の喪失が懸念
- 現在、300万の企業がオンラインで手続きを完了（ワンストップ）

<sup>17</sup> 社会保障組織には、Pôle emploi, CPAM, Caisse primaire d'assurance maladie, Urssafなどが含まれる。

<sup>18</sup> データ化された情報の相互共有を可能にしたこのシステムにより給与天引きシステムが簡素化され、給与以外の収入に対しても簡易的な源泉徴収制度（Pasrau）がつくられた。

<sup>19</sup> 経済財政省公式ホームページ「La déclaration sociale nominative (DSN), comment cela fonctionne ?」。DSNの導入にあたっては、社会保障組織はGIP-MDSという公益団体と協力して、2000年から実態調査と申告手続きの簡素化を進めていた（GIP-MDS (2015), p.6.）。

<sup>20</sup> Cour des comptes (2021), p.25.

<sup>21</sup> DIP-MDS (2015).

## 2. 納税者の利便性の向上に向けた取り組み<sup>22</sup>

### ○電子申告、電子納税（口座の紐づけ）

- ・ DGFIP（公共財政総局）のポータルサイト

個人及び法人が申告・納税に係る情報の取得や手続きをすべて行う

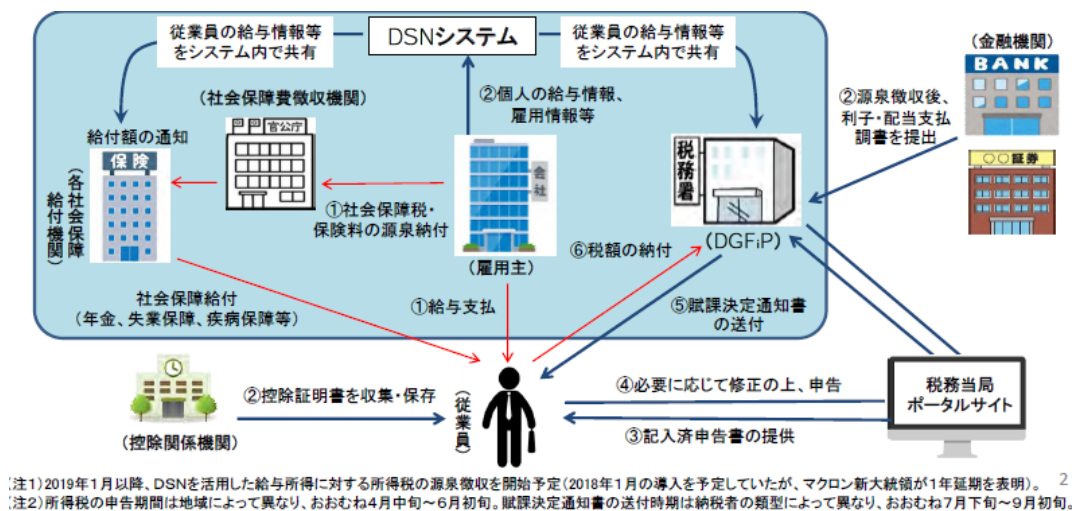
電子申告者の割合は増加、2017年の所得（2018年に申告）に対しては、所得税納税者の60%（前年から+12.6%増）<sup>23</sup>

- ・ 現在は、オンラインでの申告の義務化が進められている。

### ○所得税申告の義務化と簡素化（記入済み申告書）

- ・ 源泉徴収が実施されても所得税の申告は義務
- ・ 納税者の負担軽減・利便向上のため DGFIP が持っている情報を用いて納税者用に記入済みの所得申告書を作成

図 給与所得者等の記入済み申告書作成の仕組み



(出典) 増井・土居 (2017)、p.2 より引用。

## おわりに

### ○源泉徴収制度・現年課税化に対する評価と効果

- ・ 源泉徴収制度の導入と現年課税化について、81%のフランスの人々は現行制度が望ましいと考えている<sup>24</sup>。
- ・ 源泉徴収制度を導入したことで税の未払いが減少。

### ○考察

- ・ 源泉徴収制度が存在しなかったことで納税者の所得申告の利便性の向上が進められたり、所得と紐づけられた様々な社会保障給付が存在したために DSN ができたり、源泉徴収制度導入前にデジタル化によって既存の複雑な制度が急速に簡素化されていた。
- ・ 納税に関しては DGFIP が管理しているので、個人の情報を企業に伝える必要はなく、源泉徴収制度に移

<sup>22</sup> 本項目に関する詳細は、増井・土居 (2017) を参照。

<sup>23</sup> Le Parisien, « Impôts : 60% des Français ont déclaré leurs revenus en ligne », le 2 juillet 2018.

<sup>24</sup> Cour des comptes (2021), p.35.



行しても企業が従業員の家族の状況等を把握する必要がない。日本の住民税で同様の仕組みを構築しようとすれば、どのようなものが可能か。

- ・資産関連所得について、N年に課税をすることを断念しN+1年の所得申告時に同額を税額控除するという仕組みについてどう考えるか。

#### 【参考文献】

Cour des comptes (2021), *La mise en œuvre du prélèvement à la source*.

Cour des comptes (2022), *Le financement des collectivités territoriales*.

Delalande, Nicolas (2014), *Les batailles de l'impôt, Consentement et résistances de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil.

DIP-MDS (2015), « La déclaration sociale nominative », dossier de presse, mars 2015.

羽白淳(2018)「フランス所得税源泉徴収2019年1月いよいよ導入へ——前年所得課税の現年課税化(CLAIR 海外だより)」『自治実務セミナー』2018年11月号。

増井良啓・土居丈朗(2017)「政府税制調査会海外調査報告(フランス・イギリス)」

#### 【参考 URL】

Service-Public.fr フランス政府情報・行政手続き公式ホームページ

« Quel est le barème de l'impôt sur le revenu ? »

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1419>

Impôts.gouv.fr 国税局公式ホームページ

« Ce qui est imposé en France »

<https://www.impots.gouv.fr/particulier/ce-qui-est-impose-en-france>

Le Parisien, « Impôts : 60% des Français ont déclaré leurs revenus en ligne », le 2 juillet 2018.

<https://www.leparisien.fr/economie/impots/impots-la-declaration-de-revenus-en-ligne-progresse-02-07-2018-7803546.php>

La finance pour tous « Les chiffres clés de l'impôt sur le revenu » 2022年1月12日更新

<https://www.lafinancepourtous.com/decryptages/finance-perso/revenus-et-fiscalite/impot-sur-le-revenu/les-chiffres-cles-de-l-impot-sur-le-revenu/>

経済財政省公式ホームページ « La déclaration sociale nominative (DSN), comment cela fonctionne ? »

<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/declaration-sociale-nominative-dsn#>

日経新聞電子版 2023年2月14日「少子化対策で注目「N分N乗」働き方で変わる負担」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL142VN0U3A210C2000000/>

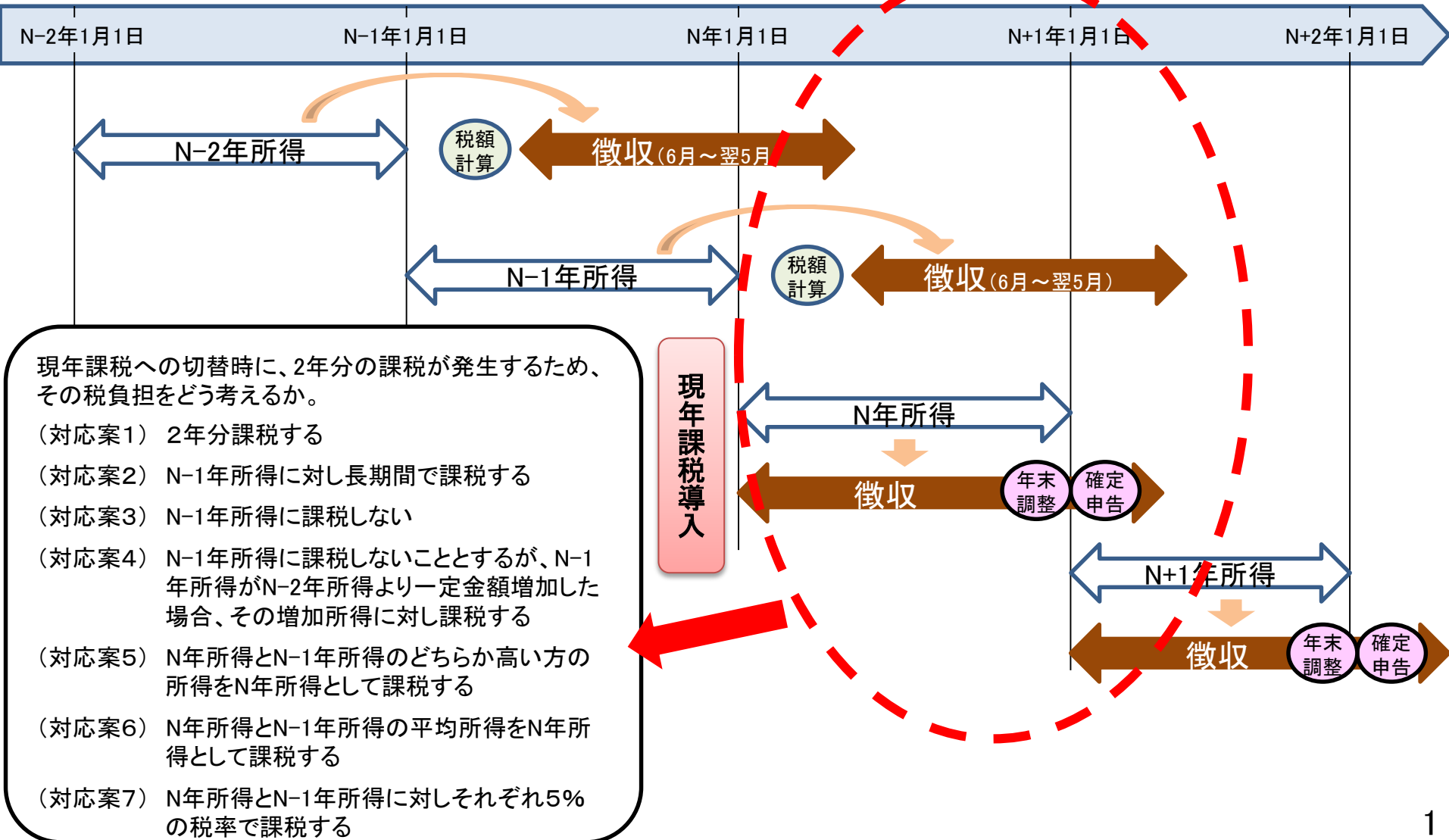
# 現年課税化に係る切り替え年度について (令和4年度検討会における議論)

# 切替年度の税負担のあり方(1/2)

令和4年9月27日  
令和4年度第2回検討会資料

## N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



# 切替年度の税負担のあり方(2/2)

令和4年9月27日  
令和4年度第2回検討会資料

- N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を非課税とすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

(例)

	N-1年	N年	N+1年
A 年齢21歳 独身	年収 100万円 個人住民税 0万円	年収 300万円 個人住民税 0万円 11.65万円 N-1年分 N年分	年収 300万円 個人住民税 11.65万円
B 年齢28歳 夫婦子1人	年収 400万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 14万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
C 年齢30歳 独身	年収 2,000万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 146.45万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
D 年齢55歳 夫婦	年収 2,000万円 個人住民税 146.65万円	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円 146.65万円 N-1年分 N年分	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円
E 年齢64歳 夫婦	年収 150万円 個人住民税 61.45万円	年収 150万円 個人住民税 0万円 0円 N-1年分 N年分	年収 150万円 個人住民税 0万円

N-2年分に退職(その年の所得が1,000万円の場合)

# 切替年度の税負担に係る各対応案の検討

令和4年9月27日  
令和4年度第2回検討会資料

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。</li> </ul>
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。</li> <li>●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。</li> </ul>
対応案3	N-1年所得に課税しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。</li> <li>●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。</li> </ul>
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> </ul>
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)</li> </ul>
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)</li> </ul>
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。</li> </ul>

## ■ 昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

### (1) 昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

### (2) 昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

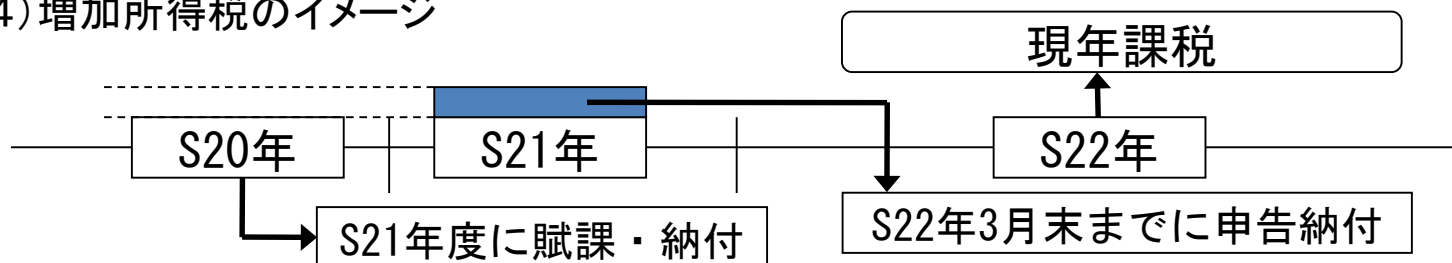
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

### (3) 増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

### (4) 増加所得税のイメージ



# 令和4年度 個人住民税検討会報告書(抜粋)

## 1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

### <切替年度の税負担のあり方>

N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を課さないこととすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

例えば、給与所得者の様に毎年概ね同額の所得を得ている者においては、N-1年分の所得に対して課税を行わないこととしても生涯負担すべき税負担については大きな変化は生じないが、N-1年に退職して、N年から年金受給者となるような場合にN-1年分の所得に対して課税を行わないこととなると、本来負担すべきであった税負担を回避することができることとなる。この様に世代間の税負担について不公平が生じることをどのように考えるべきか。

また、株式や土地の譲渡所得等の納税者の意思によって所得の発生時期を調整することができるものを有する者については、N-1年分の所得が課税されないことが分かった時点で、多くの納税者がN-1年時点で保有している株式や土地等を譲渡して、課税を免れようとすることが予想される。この点については、税負担の公平性確保の観点からだけでなく、経済活動へ与える影響についてどのように考えるべきか。

## 2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

### (切替年度の税負担のあり方)

- ・ 現年課税化を行うと2年分の課税が発生することが前提とされているが、税法上は1年分の所得に対して課税することとなっており、切替年に1年間だけ課税しなければよいのではないかと。仮に2年分課税することとした場合、地方団体においても、切替年度の税収が過大となり地方交付税との関係など様々な問題があるのではないかと。
- ・ 現年課税化した際の2年分の所得への課税については、生涯の租税負担を考えた場合に、課税ベースとならない所得が1年間分存在することとなり、特定の世代や特定の者に恩恵があることに理解が得られるかどうかということが課題なのではないかと。
- ・ 特に、譲渡所得のように所得の発生時期を操作することができる変動所得への課税をどうするのかという点については、大きな課題として残るのではないかと。

# 個人住民税に関する報告事項



# 目次

1. 扶養情報把握に係る新たな情報連携関係	2
2. ふるさと納税の指定基準の見直し	10
3. 政府税制調査会答申	17

# 1. 扶養情報把握に係る新たな情報連携関係

# 迅速な給付のために

福岡市長 高島 宗一郎

R3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を例にすると…

## ○福岡市では非課税世帯約23万件に「確認書」を送付

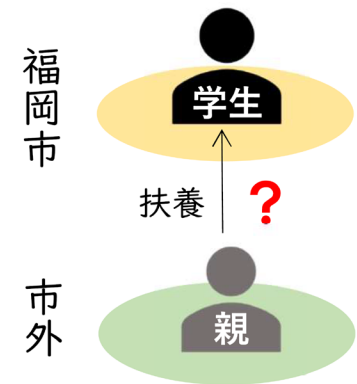
確認書を印刷し始めてから

受理に至るまで**1カ月程度**

\*世帯全員が、住民税が課されている親族などから扶養  
されていないかの確認が必要なため、確認書を送付

\*市外の住民に扶養されている情報は、市が持っていない

(例) 市外の親に扶養される学生

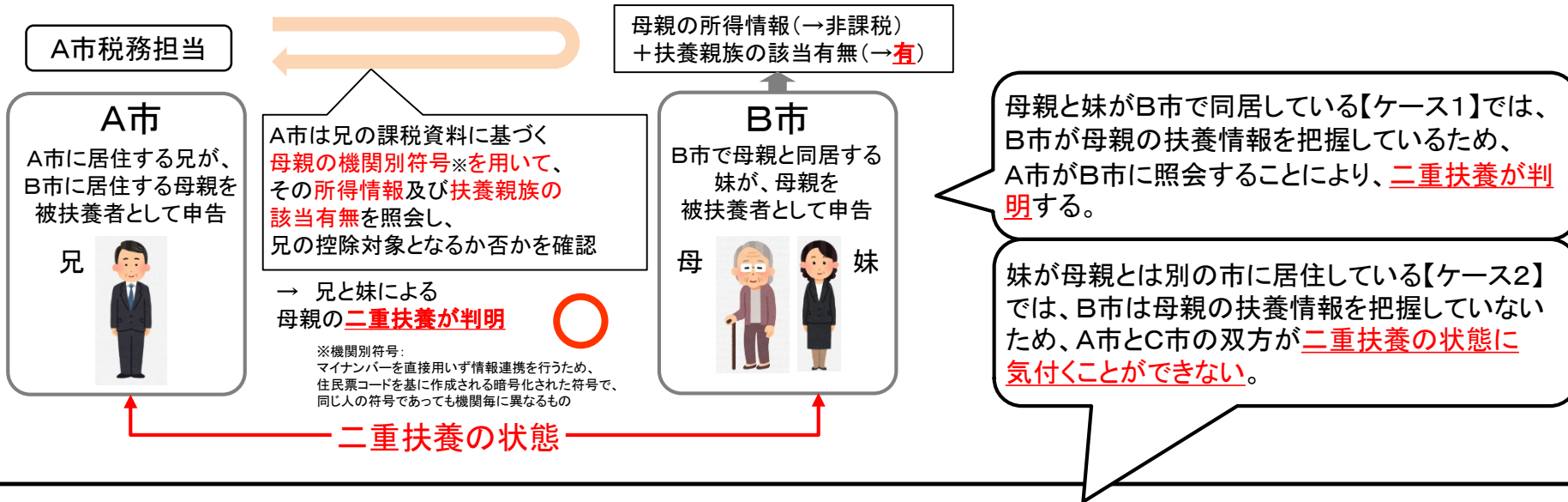


## ○自治体をまたぐ情報が必要な給付では、市民を煩わせずに 必要なデータを把握できるように、国で**ルールの整備**を

# 情報連携を利用した扶養調査に係る現状の課題

## 【ケース1】

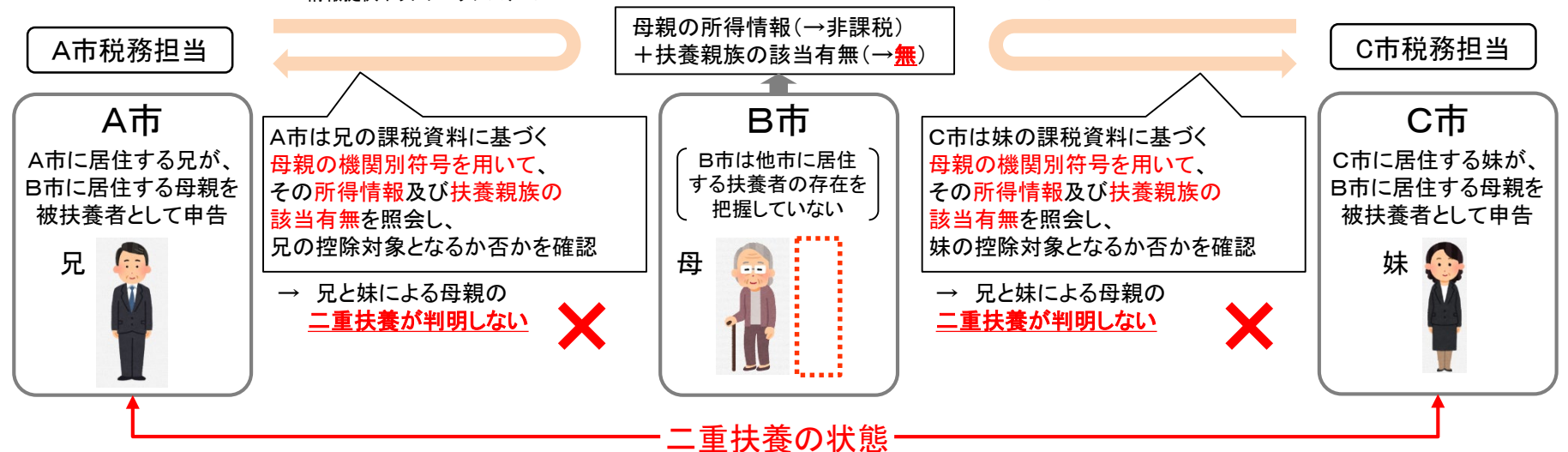
情報提供ネットワークシステム



## 【ケース2】

情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステム



# 扶養調査における現状の課題【ケース2】への対応案

情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステム

A市税務担当

**A市**  
A市に居住する兄が、  
B市に居住する母親を  
被扶養者として申告

兄 

A市は兄の課税資料に基づく  
**母親の機関別符号を用いて、  
その所得情報及び扶養親族の  
該当有無を照会し、  
兄の控除対象となるか否かを確認**

→ 兄と妹による母親の  
**二重扶養が判明しない**



母親の所得情報(→非課税)  
+ 扶養親族の該当有無(→無)

**B市**  
〔 B市は他市に居住  
する扶養者の存在を  
把握していない 〕

母 

C市は妹の課税資料に基づく  
**母親の機関別符号を用いて、  
その所得情報及び扶養親族の  
該当有無を照会し、  
妹の控除対象となるか否かを確認**

→ 兄と妹による母親の  
**二重扶養が判明しない**



C市税務担当

**C市**  
C市に居住する妹が、  
B市に居住する母親を  
被扶養者として申告

妹 

二重扶養の状態

情報提供ネットワークシステム

母が扶養対象に該当有無  
(→有)

新たに提供

A市税務担当

**A市**  
A市に居住する兄が、  
B市に居住する母親を  
被扶養者として申告

兄 

A市は兄の課税資料に基づく  
**母親の機関別符号を用いて、  
個別の自治体を特定せずに※、他市に  
居住する扶養者の存在を照会し、  
兄の控除対象となるか否かを確認**

→C市から、被扶養者であることが  
情報提供されることによって、  
兄と妹による母親の  
**二重扶養が判明**



※全団体を総当たりで情報照会するのではなく、  
機関別符号発行履歴を用いて情報照会先を絞り込んだ上で  
情報照会することを想定

個別の自治体を特定せずに扶養者の存在をチェックできるようにする

**B市**  
〔 B市は他市に居住  
する扶養者の存在を  
把握していない 〕

母 

C市は妹の課税資料に基づく  
**母親の機関別符号を用いて、  
個別の自治体を特定せずに、他市に  
居住する扶養者の存在を照会し、  
妹の控除対象となるか否かを確認**

→A市から、被扶養者であることが  
情報提供されることによって、  
兄と妹による母親の  
**二重扶養が判明**



母が扶養対象に該当有無  
(→有)

新たに提供

C市税務担当

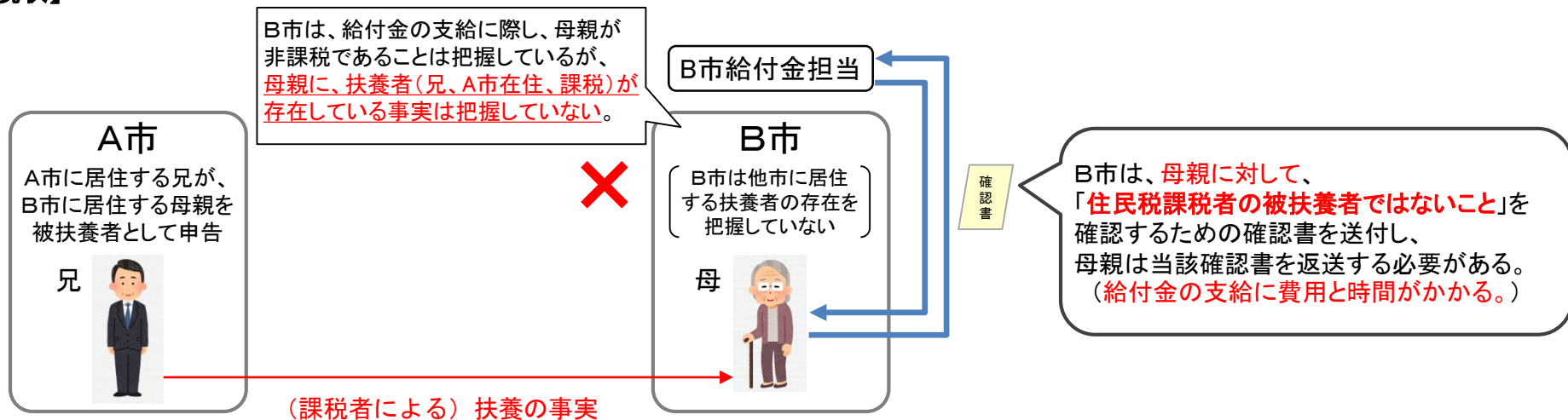
**C市**  
C市に居住する妹が、  
B市に居住する母親を  
被扶養者として申告

妹 

二重扶養の状態

# 給付金の支給事務における現状の課題への対応案

## 【現状】



## 【後】

情報提供ネットワークシステム

デジタル庁と  
調整中

母が扶養対象に該当有  
+ 母に課税されている  
扶養者が存在

他市に居住する課税されている扶養者の存在をチェック可能

新たに提供

A市税務担当

B市は自らが管理する**母親の機関別符号**を用いて、個別の自治体を特定せずに、他市に居住する課税されている扶養者の存在を照会

B市給付金担当

**B市**  
〔B市は他市に居住  
する扶養者の存在を  
把握していない〕  
母

**住民税課税者の被扶養者ではないことを確認するための確認書を母親へ送付する必要がなくなる。**

→A市から、課税されている扶養者の存在が情報提供されることによって、給付要件への**該当・非該当が判明**

（課税者による）扶養の事実

## 対応案のまとめ

- 個人住民税の扶養調査事務及び個人住民税非課税世帯を対象とした給付金支給事務に係る課題への対応案をまとめると次のとおりである。
- なお、今回は、両事務を対象に取り組むことを検討している。

① まず、他市町村に居住する者が納税義務者の被扶養者(配偶者含む)となっている事実を把握している市町村は、次の情報を自治体中間サーバーに登録する。

- 他市町村に居住する者が扶養対象に該当していること
- 被扶養者に課税されている扶養者が存在している(していない)こと

② その上で、

- 個人住民税における扶養調査においては、扶養の申告を受けた地方団体が、課税資料に基づく被扶養者の機関別符号を用いて個別の市町村を特定することなく※1、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村に居住する扶養者の存在を照会する※2。

※1機関別符号発行履歴を用いて情報照会先を絞り込んだ上で情報照会することを想定。

※2扶養調査では、この他、従来通り、被扶養者の所得(「所得金額」)の確認は必要。

- 個人住民税非課税世帯を対象とした給付金事務においては、給付金の支給事務を行う地方団体が、自ら管理する被扶養者の機関別符号を用いて個別の市町村を特定することなく※1、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村に居住する課税されている扶養者の存在を照会する。

- 個人住民税の適正な課税等のため、次の方向で、扶養情報把握に係る新たな情報連携を検討すべき。

## I 対応案

- 個人住民税の扶養調査事務及び個人住民税非課税世帯を対象とした給付金支給事務の両事務を対象。
- 情報提供ネットワークシステムを介した照会を行っても二重扶養等が判明しない場合について、情報提供ネットワークシステム等の改修を伴う対応案を検討。
  - 具体的には、被扶養者に関する新たな情報を提供するとともに、被扶養者の機関別符号を用いて個別の地方団体を特定することなく、情報提供ネットワークシステムを介して照会できる仕組みを構築。

## II 対応案の実現に向けた方策

- 対応案を実現するためには、課税実務面において、被扶養者の機関別符号を取得するための基礎となる、被扶養者のマイナンバーを各地方団体が把握していることが重要。
  - このため、当初課税後の時期に行われる、被扶養者の特定（課税資料を基に扶養者と被扶養者の紐付けを行うもの）の範囲を限定している地方団体においては、限定をかけない形（国外に居住する被扶養者といったマイナンバーの把握が真に困難な者のみを除くイメージ）に運用を見直すことが必要。
- 対応案に実効性を持たせるためには、全地方団体が、被扶養者の特定から基幹税務システムへの被扶養者のマイナンバーの登録までの作業を一定の時期（取組初年度は、10月末）までに概ね完了させておくことが必要。
- この他、対応案の実現に向けて、システム面の方策（基幹税務システムの改修等）の確認・検討が必要。

## III 想定されるスケジュール

- 本取組の開始時期については、標準準拠システムへの移行スケジュール（目標時期は令和7年度）を踏まえて、令和8年度以降のできるだけ早い時期を目指すことが考えられる。



## 地方税における電子化の推進に関する検討会 概要

- 地方税の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」を設置。

令和5年度構成員

※令和5年6月時点

(敬称略)

辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授 ※座長
小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
田中 啓之	北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授
山口 利恵	東京大学大学院情報理工学系研究科准教授
佐藤 仁	神奈川県財政部税務指導課長
野崎 重和	神戸市行財政局局長(税務担当)
吉本 高宏	石川県津幡町町民生活部税務課長兼納税推進室長
小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
佐伯 哲哉	全国銀行協会(三菱UFJ銀行事務企画部副部長)
加藤 正敏	日本商工会議所 産業政策第一部長
岡崎 拓郎	日本税理士会連合会 デジタル・システム委員長
尾崎 祐子	総務省自治税務局企画課電子化推進室長
伊藤 正志	地方税共同機構審議役兼事務局長

## 2. ふるさと納税の指定基準の見直し

# ふるさと納税制度とは

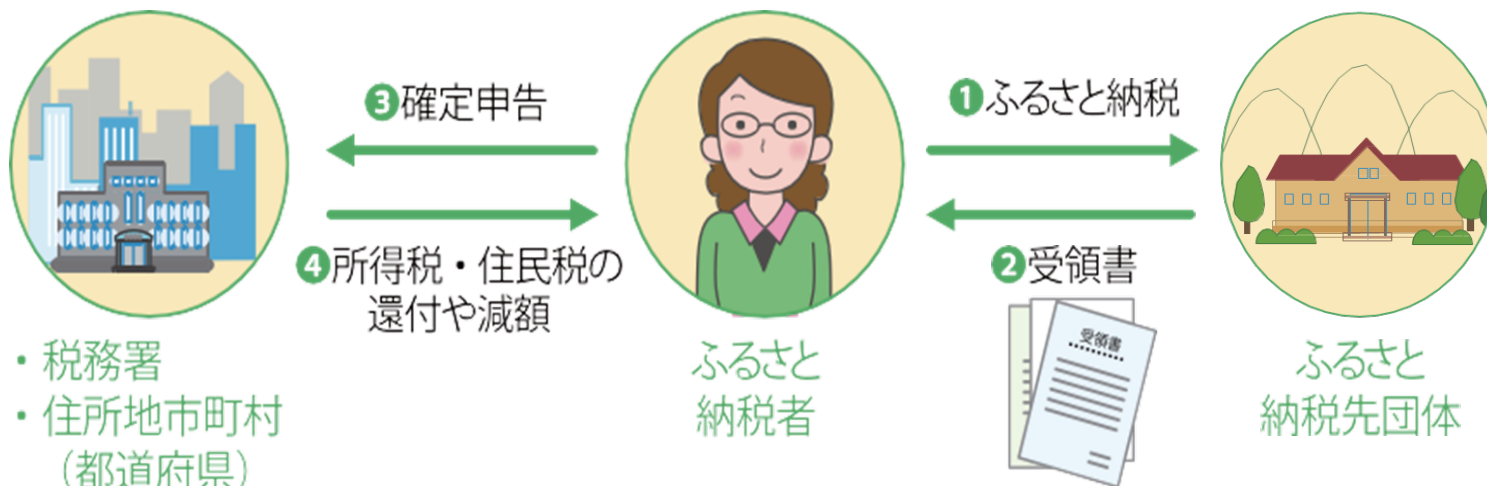
## 制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

## 制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。

### 【ふるさと納税の流れ(イメージ)】



# ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

## 法律改正前

- 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争  
の過熱

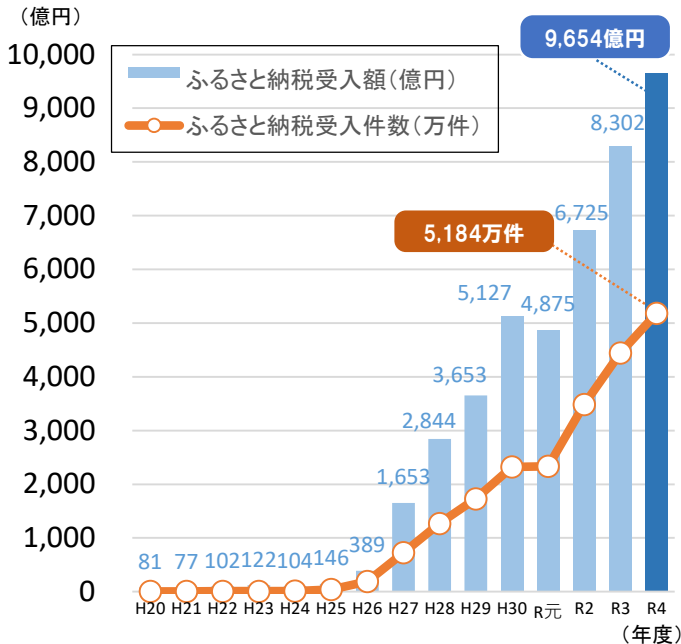
H29、H30の2度にわたる  
総務大臣通知において  
良識ある対応を要請

制度の  
健全な発展を図る必要

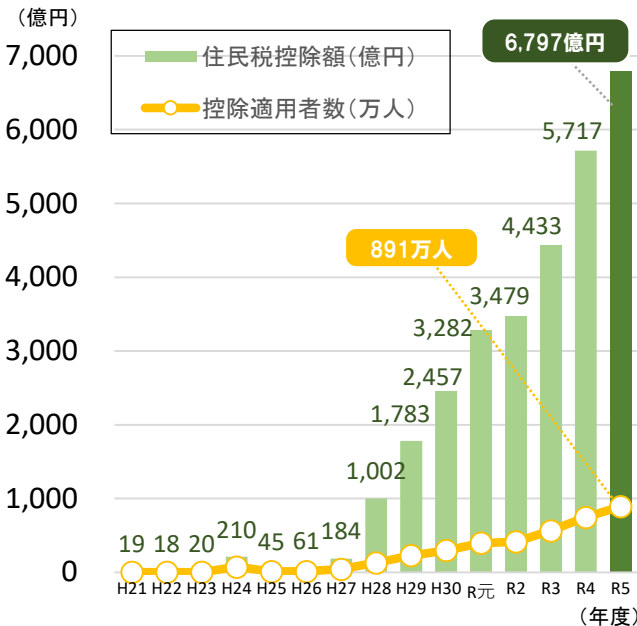
## 法律改正後(令和元年6月1日施行)

- ふるさと納税の対象となる地方団体を  
総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、  
ふるさと納税の対象外

## ○受入額及び受入件数の推移



## ○住民税控除額及び控除適用者の推移



## ○総務大臣による指定の基準

- 基準① 募集適正基準**
  - ① 制度趣旨に沿った募集の方法
  - ② 経費総額5割以下
- 基準② 返礼割合3割以下基準**
- 基準③ 地場産品基準**
- 基準④ 指定日前1年**
- 基準⑤ 基準適合等基準 (R5.4.1施行)**

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときには、指定を取消し

# ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和5年4月改正後の地方税法)

## (寄附金税額控除)

### 第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

#### 基準①、④、⑤

⇒全ての地方団体に対する基準

#### 基準②、③

⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準



ふるさと納税の募集を適正に実施すること



返礼品は返礼割合3割以下とすること



返礼品は地場産品とすること



指定日前一年以内に上記基準に適合していたこと



指定日前一年以内に報告の求めに対し、応じなかつたこと、虚偽報告したことがないこと

# ふるさと納税の指定基準の見直し【令和5年10月～】

○ 寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域のために活用されるとともに、地場産品である返礼品の提供を通じた雇用の創出・地域経済の活性化などに繋げるといふ、ふるさと納税本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、次の見直しを行う。

## 募集適正基準[平成31年告示第179号第2条第2号]

指定対象期間(10月1日～翌年9月30日)において寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

## 地場産品基準[平成31年告示第179号第5条]

地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であること。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

## 基準への適合性に疑義が生じている事例等

- ・ ワンストップ特例に関する事務費など募集に付随して生じる費用を含めた費用が寄附金額の5割を超える団体が存在
- ・ 地場産品以外のものとも交換されうる地域商品券等
- ・ 区域外産の肉を、区域内で単なる保存と変わらないような熟成を行うもの
- ・ 区域外産の米を、区域内で精白しただけのもの
- ・ 当該団体と関連性のない海外製の既製品に、団体名やロゴ等をプリントしただけのもの
- ・ 当該団体の地場産品に、関連性の乏しい海外製の家電製品等を組み合わせて提供するもの

## 見直し内容 [R5.10.1～]

- ・ 付随費用も含めた「募集に要する費用」を5割以下とする。 [告示改正]
- ・ 地場産品と地場産品以外のものとの選別が困難な店舗を当該商品券等の使用対象外とする。 [Q&A改正]
- ・ 熟成肉・精米については、原材料が同一都道府県内産であるものに限り認める。 [告示改正]
- ・ 一般に流通している物品に単に団体等のロゴをプリントしただけのもの等は認めない。 [Q&A改正]
- ・ 関連品が、地場産品に対して、使用目的等において「附帯するもの」に限るとともに、
- ・ 地場産品の価値が、返礼品全体の価値の7割以上のものに限り認める。 [告示改正]



# 告示(平成31年総務省告示第179号)改正内容

## 改正前

(募集の適正な実施に係る基準)

**第二条** 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 (略)
- 二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)

**第五条** 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七～九 (略)

## 改正後

(募集の適正な実施に係る基準)

**第二条** 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 (略)
- 二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用(法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。)の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)

**第五条** 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七～九 (略)

# Q & A改正内容(主なもの)

ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて  
(令和4年6月23日付け総税市第56号)

問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。  
(略)

ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて  
(令和5年6月27日付け総税市第66号)

問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。  
(略)

○ 交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある、地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められない。仮に地場産品基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定の取消しの対象となり得ることから、各地方団体においては、対象店舗の選定等を慎重に行うこと。

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

- ・区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券

(認められないと考えられる例)

- ・地場産品以外の商品も販売している区域内のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域共通券
- ・区域内のゴルフ場でのプレー料金だけでなく、併設されたグッズショップにおいて区域外で製造されたゴルフグッズを購入する際の支払いにも充当可能なゴルフ場利用券
- ・区域内のホテルの宿泊代だけでなく、併設された売店において区域外で製造された飲料を購入する際の支払いにも充当可能なホテル利用券

問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。

○ かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。  
(略)

問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。

○ 返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要がある、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。

○ また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。  
(略)



### 3. 政府税制調査会答申

# 「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要 (令和5年6月・政府税制調査会)

## 岸田内閣総理大臣からの諮問

人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。

## 第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

### I. 租税の役割と基本的考え方

1. 租税の役割
2. 租税と民主主義
3. 租税の分類とタックス・ミックス
4. 租税制度の基本原則

### II. 租税制度の変遷と近年の税制改革の流れ

1. 我が国における租税の成り立ち
2. 第二次世界大戦と戦後の税制
3. 昭和62年・63年の抜本的税制改革
4. 平成6年の税制改革
5. 平成10年度以降の税制改革
6. 地方税における税制改革
7. 社会保障・税一体改革

### III. 経済社会の構造変化

1. 経済社会の構造変化の加速
2. 働き方やライフコースの多様化
3. 経済のグローバル化・デジタル化
4. 格差を巡る状況の変化
5. エネルギー・環境問題などの変化
6. 安全保障環境の変化
7. 人口減少・少子高齢化
8. 地域社会の変化
9. 我が国財政の構造的な悪化
10. 経済社会の構造変化への対応

## 第2部 個別税目の現状と課題

### I. 個人所得課税

1. 個人所得課税の概要
2. 個人所得課税の課題

### II. 資産課税等

1. 相続税・贈与税
2. 固定資産税等
3. 登録免許税
4. 印紙税

### III. 消費課税

1. 消費税
2. 地方消費税
3. し好品課税
4. 自動車  
・エネルギー関係諸税
5. その他の消費課税等

### IV. 法人課税

1. 法人税
2. 地方法人課税

### V. 国際課税

1. 国際課税の概要
2. 国際課税を取り巻く経済環境の変化
3. BEPSプロジェクトの概要と我が国の対応状況
4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応
5. 税の透明性の向上のための国際的な取組み
6. 今後の課題

### VI. 納税環境の整備

1. 近年の経済社会の構造変化を踏まえた納税環境の整備の意義
2. 税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上
3. 地方税務手続のデジタル化等の推進
4. 資料情報を活用した適正な申告・納税の実現
5. 税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応

# 「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要

## －第1部基本的考え方と経済社会の構造変化－

### I. 租税の役割と基本的考え方 (1. 租税の役割 2. 租税と民主主義 3. 租税の分類とタックス・ミックス 4. 租税制度の基本原則)

- 税とは、社会に必要とされる公的サービスの費用負担を皆で分かち合うものであり、「社会共通の費用を賄うための会費」。
- 所得・消費・資産などの課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた税体系を構築していく必要。
- 租税原則「公平・中立・簡素」と並んで租税の「充分性」は重要。数が少なくなっていく将来世代一人ひとりの負担の重さに従来以上に配意し、財政の持続可能性を損なわないために必要な負担を、能力に応じて広く分かち合う必要。歳出の内容や水準も、租税を負担する国民が納得いくものにする必要。

### II. 租税制度の変遷の近年の税制改革の流れ (1. 我が国における租税の成り立ち 2. 第二次世界大戦と戦後の税制 3. 昭和62年・63年の抜本的税制改革 4. 平成6年の税制改革 5. 平成10年度以降の税制改革 6. 地方税における税制改革 7. 社会保障・税一体改革)

### III. 経済社会の構造変化

1. 経済社会の構造変化の加速： 公的サービスを提供するために必要な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するためには、(税制のみで全ての社会経済の課題に対応できるわけではないが) 以下のような社会の様々な問題・課題をしっかりと把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要。

2. 働き方やライフコースの多様化： 雇われない働き方の拡大やシェアリングエコノミーの活発化といった働き方の多様化、ライフコースの多様化、共働き世帯の増加や世帯構成の変化、外国人労働者などの増加も加速しており、成長分野への円滑な労働移動も念頭に、それらに対して中立的な制度の構築が重要。

3. 経済のグローバル化・デジタル化： 経済のグローバル化・デジタル化が進展する中、プラットフォームの台頭やWeb3.0等の技術による環境の変化、暗号資産の普及など、これまで以上のスピードで状況が変化してきており、我が国においても、産業の新陳代謝の促進やスタートアップ・エコシステムの構築などが重要。

4. 格差を巡る状況の変化： 非正規雇用や貧困などの格差を巡る状況にも変化が生じ、シングルマザーや孤独・孤立化する人々への対応も必要。教育と格差の固定化や、所得の源泉の変化と所得分布への影響なども踏まえ、税や社会保障による再分配が引き続き重要。

5. エネルギー・環境問題などの変化： 社会におけるSDGsへの関心が高まる中、気候変動問題への対応や環境対応型自動車の促進が課題。ロシアによるウクライナ侵略は我が国が抱えるエネルギー問題を浮き彫りに。

6. 安全保障環境の変化： 世界的な安全保障環境が変化する中で、経済安全保障の観点からサプライチェーンの問題などで新たな企業戦略の策定や、経済力・財政基盤の強化も含めた国力としての防衛力の強化が課題。

7. 人口減少・少子高齢化： 人口減少・少子高齢化が更に進展する中、社会保障制度の持続可能性の確保が大きな課題。若者・子育て世代の所得向上など、こども・子育て政策を強化していく必要。

8. 地域社会の変化： 少子高齢化やデジタル化など地域社会が変化する中、介護、医療、子育て等の社会保障サービスの提供、地域経済の活性化、防災・減災対策等地方公共団体が対応する課題は増加。地域の実情に応じて行政サービスを安定的に提供できるよう、持続可能な地方税財政基盤の構築が必要。

9. 我が国財政の構造的な悪化： 上記の構造変化の影響もあり、バブル経済崩壊以降、構造的に悪化してきた我が国財政は、緊急的な対応であるとはいえ、コロナ禍への対応としての財政出動により、一段と深刻な状況に。地方税財政についても、依然として厳しい状況。将来世代へ負担を先送りしている状態を続けられないよう、持続的な経済成長を実現しつつ、租税の財源調達機能を十分に果たしていく必要。

10. 経済社会の構造変化への対応： 今を生きる現在世代、これから生きていく将来世代が将来に希望が持てるような、公正で活力ある社会を実現するために、税制について、「公平・中立・簡素」を基本としつつ、経済社会の構造変化を見据えた見直しを進めていく必要。

# 「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要

## －第2部個別税目の現状と課題－

### 個人所得課税

#### (1)働き方などの選択に中立的な税制の構築

- ・30年度改正(特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト)に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討
- ・企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討
- ・給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意
- ・個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意

#### (2)所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

- ・総合課税と分離課税分を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討
- ・29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討

#### (3)税制の信頼を高めるための取組み

- ・デジタル技術を活用した納税者の利便性向上(正確な記帳を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税)
- ・公平性確保に向けた取組み(暗号資産取引やプラットフォーム取引、租税特別措置)

### 消費課税

#### (1)消費税

- ・更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要
- ・国境を越えた役務提供への課税(プラットフォーム事業者を通じた課税の実現)
- ・地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要

#### (2)酒税・たばこ税

- ・同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討

#### (3)自動車・エネルギー関係諸税

- ・自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し
- ・石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的・財政需要等に留意しつつ、あり方を検討

### 国際課税

- ・「2本の柱」からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」)、グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」))の実施に向けた取組みが最重要
- ・国際課税ルールや経済構造の変化に対応した、租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充
- ・個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進も図っていく必要

### 資産課税等

#### (1)相続税・贈与税

- ・経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割
- ・課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考え方なども踏まえ、幅広い観点から議論する必要
- ・相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえつつ検討

#### (2)固定資産税等

- ・市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要
- ・税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要

### 法人課税

#### (1)法人税

- ・所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要
- ・「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要

#### (2)租税特別措置

- ・必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則
- ・適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要(EBPM)

#### (3)地方法人課税

- ・社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討
- ・分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討

### 納税環境整備

- ・記帳水準の向上や第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進
- ・eLTAXを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進
- ・適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方を検討
- ・税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討



# 「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」 (個人所得課税関係)

令和5年6月  
政府税制調査会

## 第2部 個別税目の現状と課題

1. 個人所得課税
2. 個人所得課税の課題

格差の状況に変化がみられる中、所得の稼得段階で累進的に課税を行う所得税が、社会保障制度とあわせ、引き続き所得再分配において中心的な役割を担うことで、格差の拡大防止に努めていく必要があります。

また、我が国の財政が悪化の一途を辿っている状況にある中、経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは重要であり、所得税が国税における基幹税としての財源調達機能を適切に発揮するとともに、個人住民税については、人口減少が都市部より小規模な市町村においてより進むと予測されていることも踏まえ、引き続き、その充実確保を図っていくことが重要と考えられます。

個人所得課税が今度ともその役割を果たしていくためには、経済社会の構造変化も踏まえつつ、以下のような課題について検討していく必要があると考えられます。

### (1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

近年は、新卒で企業に採用され、定年まで働いた後に年金で生活するといったライフコースに加え、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う、子育てをしながら在宅で仕事を請け負う、定年後に経験や能力を活かして業務単位で仕事を請け負うなど、働き方が多様化してきています。また、副業・兼業を解禁する動きがあるほか、転職機会の増加に伴い、労働者の企業間移動の円滑化のための環境整備が求められてきています。働き方の多様化にあわせて、複数地域での滞在など個人のライフスタイルも多様化が進んでいます。

平成30年度税制改正においては、給与所得控除のような特定の収入に対応する控除から、基礎控除のような人的控除に重点が移されました。昨今、デジタル技術の発展もあり、オンラインのプラットフォームを介して役務提供等を行うなど、所得の稼得手手段が多様化してきている状況も踏まえ、引き続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討していくことが求められます。その際、給与所得、事業所得、雑所得といった所得間の課税上のバランスを確保していくという視点も重要であると考えられます。

加えて、様々な働き方に対応して、老後の生活の糧となる資産形成に向けて、退職金以外の企業年金、個人年金等の多様な商品が整備されてきています。働き方の違い等によって有利・不利が生じないように、企業年金・個人年金等に関する税制についても、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があります。この点において、各種私的年金に共通の非課税拠出枠や個人退職勘定の制度を設けることについて、退職一時金を当該勘定に拠出する際や、当該勘定から引き出す際の課税の扱いとあわせ、中長期的な視野に立って段階的に検討・見直しを行っていくことも重要です。

また、税制が、給与・退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスにも留意しつつ、引き続き、中立的な税制のあり方を検討していく必要があります。

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

## (2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

先述したとおり、累進税率が適用される総合課税と比例税率で課税される分離課税のバランスを見ると、分離課税の対象となる資産性所得の所得税収におけるウェイトが高まってきています。また、総合課税の対象となる給与所得や事業所得と、譲渡所得・配当所得といった資産性所得との間の境目が曖昧になってきているといった状況もあります。

当調査会では、いわゆる「一億円の壁」についての指摘を踏まえ、分離課税の影響も加味した所得税負担率の分布状況の把握に向けた取組みを進めてきましたが、令和5年度税制改正においては、NISA制度の抜本的拡充や保有する株式を売却してスタートアップへ再投資する場合の優遇税制とあわせ、「一億円の壁」と指摘される状況に対し、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が導入され、税負担の公平性の確保が一定程度図られました。

今後とも、税務データを有効に活用し、令和5年度税制改正において講じられた各種措置の影響も含め、総合課税分と分離課税分を統合した形で所得税負担率の分布状況を分析していくことが求められます。

所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点から、引き続きデータに基づいて必要な対応を検討していくことが重要と考えられます。なお、個人住民税についても、所得税と同様、高所得者層において負担率が低下する傾向が見られることに留意が必要です。

また、所得控除については、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の向上の観点から、平成29年度税制改正や平成30年度税制改正において人的控除の見直しが行われたところですが、その影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討していくことが求められます。その際、個人住民税については、一律10%の比例税率が適用されていることや、所得税よりも控除額が低く設定されていることに留意する必要があります。

## (3) 税制の信頼を高めるための取組み (デジタル技術を活用した納税者の利便性向上)

クラウド会計ソフトの発達等に伴い、小規模な事業者であっても大きな手間や費用をかけずに日々の取引に関する記録や記帳を正規の簿記の原則に従って行うことが可能な環境が整備されてきています。

正規の簿記の原則に従った記帳は、正しい所得金額を円滑に計算し、簡便かつ適正に申告・納付を行えるようになることから、納税者の利便性向上につながります。加えて、正確な記帳は事業者自身の経営状況の把握や取引先等の信頼性向上など経営基盤の構築につながります。

正規の簿記の原則に従った記帳を行っている個人事業主は現状約3割にとどまっていますが、今後は、新規事業者をはじめとして段階的に、小規模な事業者の事務負担には配慮しつつ、簡易な簿記等によらない記帳慣行の確立を目指していくべきです。

事業者における経営基盤の構築と簡便かつ適正な申告・納税の好循環を生み出すことができるよう、更なる申告の簡便化など税務手続きのデジタル化を推進するとともに、青色申告特別控除等の制度のあり方も検討していくことが求められます。

### (公平性確保に向けた取組み)

近年、フリーランス、ギグワーカー等の新しい働き方の進展により所得の稼得手段が多様化するとともに、暗号資産取引など金融取引の多様化・複雑化、国際的な資本移動の一層の進展、デジタル化などによって租税回避行為が高度化しています。

こうしたことを踏まえれば、納税者のタックス・コンプライアンス・コストを見極めつつ、適正・公平な課税の実現を一層図っていく必要があります。このため、国際的な議論の状況も踏まえつつ、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方について検討を進めるなど資料情報の精度を充実させる観点からの検討が必要であると考えられます。こうした資料情報の充実とデジタル技術の活用を進めることを通じ、中長期的には、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みなど納税者の申告の利便性に資する仕組みにもつなげていくことが期待されます。

また、「公平・中立・簡素」の基本原則の例外となる租税特別措置等のあり方についても、EBPMの観点から、適用実態や政策の効果分析が適切に行われ、その結果に基づき整理・合理化を図っていくことが必要です。

## (令和5年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和5年7月14日(金)14時00分～16時00分

2 場 所 総務省 地下1階2号館共用会議室

3 出席者 林座長、石田委員、井上委員、江口委員、小畑委員、加藤委員、  
          神山委員、小西委員、齊藤委員、坂巻委員、長谷川委員、平井委員

### 4 議事次第

(1) 開会

(2) 個人住民税における現年課税化について

－フランスにおける所得税の現年課税化について－ (小西委員)

(3) 個人住民税に関する報告事項

(4) 閉会

### 5 議事の経過

- 議題「個人住民税における現年課税化について－フランスにおける所得税の現年課税化について－」に関して、小西委員からの発表の後、意見交換が行われた。
- 個人住民税に関する報告事項に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(「個人住民税における現年課税化について－フランスにおける所得税の現年課税化について－」に関する主な意見等)

- フランスにおける現年課税化について
  - ・ 納税者の理解を得るということに重きを置いて進められたとの印象を抱いた。
  - ・ フランスでは納税に関してDGF i Pが管理しており、個人の情報を企業に伝える必要はないなど企業の負担が増えないこと、これを日本でも適用できるかどうか非常に気になった。
  - ・ 企業は源泉徴収をするけれども年末調整はしないというところが、新たな発見となった。
  - ・ フランスの制度は、正確な意味での申告納税制度ではなく、国が課税するために必要な情報は申告し、最終的に国が税額を決定するというドイ

ツの法人税と同じような性格なのではないか。

- ・ 年末調整のような制度がないと、正確な金額は申告に頼ることになるが、フランスでは申告の習慣が既に根付いているということで理解をした。
- ・ フランスで分離課税になっている部分が、いわゆる日本の分離課税とほとんど同じだと思われる。その中で、特にキャピタル・ゲインの申告自体が選択制になっていること、キャピタル・ゲインを含めて分離課税がされていることについては、日本と似ていると感じた。
- ・ フランスでは、概算で徴収して後日に還付しているが、日本において概算での徴収はどこまで受け入れられるかが課題か。現年課税化の方法について様々な議論があることを納税者に広く知ってもらう必要がある。

#### ○ 切替え年度について

- ・ 非課税の年度ができると、同族会社などではその年度にボーナスを1億円ぐらい乗せてしまうということもできてしまうので、問題がある。また、減価償却資産を計上すべき年が後ろに遅れてしまう場合や欠損金が多すぎた場合に税額から控除できないなど、そういった問題も議論をしないといけない。
- ・ 納付が重複する年の調整方法として、前年分の税額を税額控除するという方法があること、また、給付付税額控除という選択肢もあること、がわかった。
- ・ 所得をいつ発生させるかを自分で決められる者の所得をどうするかということが最大の論点か。また、一律で非課税とするのではなく、一部の所得については前年所得に対する課税方式を残すといった方法もあるのではないか。

(「個人住民税に関する報告事項」に関する主な意見等)

#### ○ 扶養情報把握に係る情報連携について

- ・ 確定申告書や給与支払報告書等にマイナンバーが100%記載されていない中で、マイナンバーをどのように捕捉していくか。住民税には、住民登録外者への課税があり、こういった方のマイナンバーを把握することは、中々難しいと思う。
- ・ 二重扶養の状況を把握するためには、説明いただいた仕組みはあった方が良く、どちら側の扶養になるのかについても一定の基準があった方が良く、ただし、様々な理由で重複扶養となっているケース、例えば、DVの加害者や被害者の場合など、そういう情報をどこまで明らかにして良いのかという問題があるため、100%うまくいくというのはない



だろう。

- 二重扶養の状況が判明し、そのどちらかの扶養者に対して、改めて税金を納めるよう手続を別途取る必要があると思うが、そういうプロセスはどうなっているのか。また、地方税で二重扶養が生じているということは、所得税のほうでも二重扶養となっているのではないかと思うが、その場合、国税側から地方税側に情報の共有があるのか。  
→ 地方団体が、誰かの扶養を外した場合に、扶養是正情報として税務署に提供している。
- 二重扶養が是正されるまでの間は、調査中の内容についても、情報連携できると良いのではないかと思う。
- マイナンバーを付さないと扶養控除の対象にしない、又はマイナンバーを付せば扶養控除の対象になるという形にしないと、マイナンバーを記載してもらえないのではないか。
- 先程のフランスの例では家族の状況等を自分で登録する話があったが、自分で登録するインセンティブが強いという点は見習えるところがある。
- 住民登録外の納税者について、住民登録地以外でサービスを受けようとすると給付行政を受けられないといったペナルティーがあれば、納税者は住民登録を動かし、納税者を追うことができるようになるのではないか。
- この扶養情報把握に係る情報連携については大賛成。例えば、マイナンバーが入っていないシステムから、マイナンバーが付されていない情報を送ってこられないよう、システムに制限をかける等すれば、比較的スムーズにいくのではないか。

#### ○ ふるさと納税について

- ふるさと納税によって地場産業業者に税金が回り、公的に使えるお金はむしろ減っているのではないか。
- 消費者は地方各地にいるが、税収という形では都市部のほうにより集中しているという税の偏在が、各地の地方公共団体をふるさと納税に駆り立てている原因の一つであるのならば、税の偏在の問題とセットでふるさと納税のあるべき姿を考える必要があるのではないか。

(以上)